

4月から、国民健康保険の70歳から74歳の被保険者(高齢受給者)の一部負担金割合が段階的に変わります

平成26年4月2日以降に70歳となる、誕生日が昭和19年4月2日以降の人は、医療機関窓口での一部負担金割合が2割となります。誕生日が昭和19年4月1日以前の人は1割で変更ありません(注)。詳しくは下表をご覧ください。

なお、誕生日の翌月(誕生日が1日の人は当月)から2割となりますので、誕生日の月末頃に、高齢受給者証を兼ねた国民健康保険被保険者証を送付します。

注：現役並み所得者(市民税課税所得が145万円以上の高齢受給者)がいる世帯の高齢受給者は、これまでどおり一部負担金割合は3割です(収入額による再判定あり)。

平成26年度中の一部負担金割合の判定

次の年度の市民税課税所得により判定します。

- 平成26年4月～7月
 - 平成25年度(平成24年分所得)
 - 平成26年8月～平成27年3月
 - 平成26年度(平成25年分所得)
- ※所得や世帯構成の異動等により、一部負担金割合が変更となる人には、随時新たな被保険者証兼高齢受給者証を送付します。

誕生日	医療機関等窓口での一部負担金割合		
	平成26年3月診療分	平成26年4月診療分	平成26年5月以降診療分
昭和19年3月1日以前	1割(特例措置)	1割(特例措置)	1割(特例措置)
昭和19年3月2日～4月1日	3割	1割(特例措置)	1割(特例措置)
昭和19年4月2日以降	3割	3割	2割

◎問い合わせ
本庁 保険年金課 給付係
☎40・7271 FAX 40・7390
または各支所 保健福祉課

4月から国民年金保険料の免除・若年者納付猶予・学生納付特例申請できる期間を拡大します

所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除や猶予の申請をすることができます。また、学生には、学生納付特例制度が設けられています。

免除、猶予および学生納付特例の審査は、申請期間に対応する前年所得に基づいて行われます。

■申請できる期間
申請時点の2年1カ月前の月分から申請日が属する年度末まで(申請時点で保険料が納付済の月は除く)。(年度の周期)

- 免除・若年者納付猶予
 - 7月～翌年6月
 - 学生納付特例
 - 4月～翌年3月
 - 所得審査対象者
 - 免除 本人と、配偶者、世帯主
 - 若年者納付猶予 本人と配偶者
 - 学生納付特例 本人
- ※それぞれに失業等の特例が適用されます。

■受付場所
日本年金機構 佐賀年金事務所
佐賀市役所 1階3・4番窓口
または各支所 保健福祉課

■持参するもの
年金手帳、認印、会社等を退職した人は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証等

学生納付特例には在学期間がわかる学生証(コピー可)または在学証明書が必要です。

※申請年度の直前の1月1日に、佐賀市に住み票がなかった人は、当時の住所地での所得証明書(所得と控除の内訳が分かるもの)が必要となる場合があります。

※家族などが代理で申請する場合は、来庁者の免許証や保険証などの本人確認ができるものをお持ちください。

保険料の追納

承認期間の国民年金保険料は、10年以上であれば、さかのぼって納付でき、将来の年金額を増やすことができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算し、3年度目以降に納付する場合は、保険料に一定の加算金がかかります。

■平成26年度の国民年金保険料は月額15,250円です。

国民年金保険料は、平成16年度に決められた毎年度の保険料額に保険料改定率を乗じて決定します。

◎問い合わせ
日本年金機構 佐賀年金事務所
☎31・4194 FAX 31・0949
本庁 保険年金課 国民年金係
☎40・7275 FAX 40・7390

国民健康保険税納税通知書の送付用封筒に掲載する広告の募集

事業活動・業務の宣伝に活用できます。作成した封筒は、平成26年度中の課税業務に使用します。

■広告を募集する媒体
国民健康保険税納税通知書送付用封筒

■広告欄の大きさと募集枠
封筒の裏面に縦6cm×横7cmの1枠分(図1)

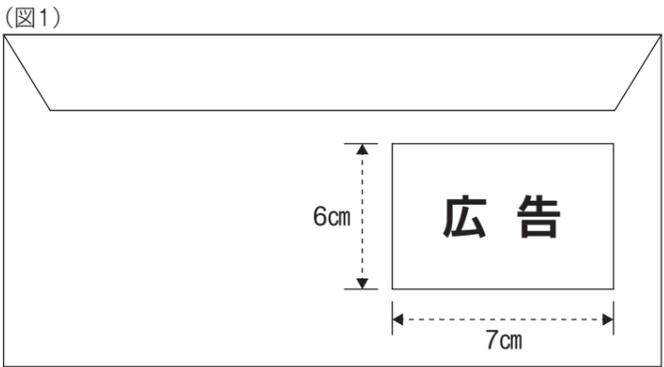
■広告料と掲載決定方法
最低価格は3万5千円(税込)とし、審査後、最高価格の申込者を決定とします。

■作成枚数 35,000枚
(平成25年度使用実績)
6月発送：29,610枚
随時発送：約5,000枚

■申込方法
所定の申込書をご提出ください。申込書は担当課に用意するほか、市ホームページからダウンロードもできます。

※募集する広告は公共性、品位を損なう恐れのないものなど一定の制限を設けています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■申込期限 3月31日(月)



4月1日から 使用料・料金等を改定します

4月1日から消費税法の一部が改正され、消費税率が5%から8%に引き上げられます。

これにより、佐賀市の行う事業および施設等の各種使用料・料金等も変更となります。詳しくは各部署・施設等にお問い合わせください。

●使用料・料金等の改定

○文化関連施設など

- ・文化会館
- ・市民会館
- ・歴史民俗館
- ・市立公民館
- ・市立コミュニケーションセンター
- ・市立生涯学習センター
- ・市立図書館
- ・産業振興会館
- ・市農村環境改善センター
- ・街なかふれあいプラザ
- ・街なか交流広場(656広場)
- ・地場産品交流会館
- ・産業支援プラザ
- ・TOJIN茶屋
- ・文化交流プラザ
- ・衛(ちどり)の湯
- ・やまびこの湯
- ・やまびこ交流館
- ・大和町松梅地区活性化施設



●保健福祉関連施設

- ・市川活性化施設
- ・市立東与賀文化ホール
- ・佐野常民記念館
- ・富士大和温泉病院
- ・佐賀勤労者総合福祉センター
- ・保健福祉会館
- ・生きがいづくりセンター
- ・久保田保健センター
- ・久保田農村高齢者交流施設

○体育施設など

- ・健康運動センター
- ・市民運動広場
- ・佐賀勤労者体育センター
- ・市立野球場
- ・市立弓道場
- ・市立体育館
- ・市立テニスコート
- ・西神野運動広場
- ・市立諸富文化体育館
- ・市立諸富公園体育施設
- ・市立春日運動広場
- ・市立大和勤労者体育センター
- ・市立大和中央公園体育施設

○その他

- ・市営バス
- ・水道、下水道
- ・市営浄化槽
- ・工業用水道
- ・し尿くみ取り
- ・漁港管理
- ・温泉施設への給湯
- ・準用河川管理
- ・農業集落排水処理
- ・佐賀市有線テレビ
- ・道路占用料
- ・法定外公共物管理

- ・市立富士運動広場
- ・市立富士山村広場
- ・市立三瀬グラウンド
- ・市立三瀬勤労福祉センター
- ・市立三瀬プール
- ・市立スポーツパーク川副
- ・市立東与賀運動公園
- ・市立久保田グラウンド
- 公園など
 - ・神野のお茶屋
 - ・隔林亭
 - ・金立山いこいの広場
 - ・巨石パーク
 - ・大和中央公園花しょうぶ園
 - ・肥前国庁跡歴史公園
 - ・観光キャンプ場
 - ・干潟よか公園
 - ・神水川公園
 - ・三瀬体験農園施設